明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五八）　一
〔告　示〕
○簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件の一部を改正する件（総務三五〇）　三〇五
○無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件の一部を改正する件（同三五一）　三〇六
○エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いの一部を改正する件（同三五二）　三〇六
○安全通報の発信に関する報告の簡易な手続を定める件（同三五三）　三〇七
○変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件（同三五四）　三〇七
○再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件（同三五五）　三〇七
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（同三五六）　三〇八
○無線局免許手続規則の規定により既に提出された免許の申請書に添付した工事設計書の写しを総務大臣に提出する場合の手続等を定める件等を廃止する件（同三五七）　三一〇

省令

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月四日

総務大臣　石田　真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。